

第21回 橋本市公共下水道事業審議会 会議録

日時：平成30年3月6日（火）午後2時00分～午後3時30分

場所：橋本市役所 1階 会議室 B

【審議会出席委員】

濱田學昭委員、上久保修委員、寺本伸行委員、加藤昌男委員、
伏原都委員、荻田一郎委員

【審議会欠席委員】

贄川一郎委員、矢野佳世子委員、乾幸八委員

【審議会内容】

1. 開会

- ・会議の公開について

傍聴人：なし

2. 会長挨拶

3. 事務局報告

- ・委員の補欠公募について

4. 議事

- (1) 基本水量の検討と消費税改定対応について

【事務局】

（「前回審議会のまとめ」説明）

【会長】

近隣市町村の使用料体系も随分色々ありますが、これらは上水道の検針と併せたものですよね。基本水量なしの場合、空き家があった場合、使用料はどうなるのか。

【事務局】

閉栓手続きを行っていない場合、全く水を使っていない世帯からも基本使用料を徴収することになります。基本水量 10 m³を見直すようにという意見も頂戴していますが、基本使用料としての面もあるため 10 m³の見直しにより交付税要件を満たさなくなる可能性があるため中々難しいところです。

【会長】

使用者目線では基本水量制を廃止して従量制を導入することが一番いいのかなと思います。

【事務局】

大都市ではそれも可能かもしれないが本市公共下水道事業では大赤字となります。

【委員】

水道事業に柔軟に対応できるとはどういうことか。

【事務局】

水道の方も料金改定を検討していますが、水道は平成 31 年 10 月から下水道は平成 31 年 4 月からと時期がずれています。水道料金は基本水量を変更する可能性もありますのでこのことに対応できるような答申を作成するという意味です。

【会長】

料金改定を行い消費税増もとなると、多少は消費者にとって優しい部分も作らなければならない。

【委員】

水道の利用者が下水道に流す場合は、水道を使った分だけ下水に流すが、空き地などの場合で水道の止水栓を止めることは可能なのでしょうか。その場合は水道も下水道も料金がかからなくなるのだから持ち主にそういった話もしてあげた方がいいのではないか。

【事務局】

閉栓手続きをしていただければ当然そういった話になります。しかし空き家の所有者でもたまに帰ってきて掃除をしたりする際に水がすぐ使える状況の方がいいということで閉栓しない人もいます。

【委員】

それは個人の自由だから基本使用料分は払ってもらえばいい。

【事務局】

前回審議会でも 5 年に一回見直すという話の中で前回の時点では 165 円程度という話になりました。この後話し合っていていただく消費税の対応によっては変わってくるかもしれませんが、この辺はいかがでしょうか。

【委員】

使用者としてはちょこちょこ上げられるよりは一気に上げてもらった方がいい。どれだけ費用が掛かっているのかを明確にして。それであれば協力しようという人も出てくるかもしれない。先ほど説明のあった交付税を受けられる基準の話でこれをオーバーすれば交付税を受けられないということではないのでしょうか。

【事務局】

基準は最低ラインです。それ以下のところには交付税を出せないという話になっているだけでそれ以上であれば何も問題はありません。

【委員】

交付税を受けられる最低ラインだからもうちょっと上げるということも検討できるのではないか。一度上げてまだ足りないからまた上げてでは理解を得られない。

【事務局】

現在維持管理費しか賄えていない。前回の答申でもあったが資本費の10～20%を回収できる体系を取りなさいとありましたが、165円では10%しか回収できない。20%を回収しようと思うと175円にしなければなりません。

【委員】

165円にして2～3年後にまた見直しの話が出てくるのであれば住民から理解を得られないことを心配している。10年くらいの試算をして使用料を改定し10年間は改定しないというような約束をできるくらいの方がいい。先を使用者に伝えてあげればいい。

【事務局】

5年に一回程度見直しをかけなさいというのが審議会の答申でした。5年で必ず増額しなさいというものではないと思います。ただし、この経営状況で10年先を見通すことは非常に難しい。

【委員】

大企業の誘致や宿泊施設の誘致も進んでいる中でまだ足りないということであればそれらを説明した上で使用者に協力してもらえばいい。市長の決断にもつながることだが。行き先が不安なことを提示してはいけない。これだけ改善できましたという話をもっていかなければならない。

【会長】

だから5年くらいは改定しなくていいように検討しなければならない。

【委員】

アンケートを取るという手法もある。資料を作ってどれだけ上げてもいいけるのかを聞かなければならない。そういった考え方はないのか。

【事務局】

アンケートは費用も掛かるので検討させて下さい。

【委員】

職員自ら動くのではなく、橋本市のHPでアンケートを取るなどすればやってくれるのでは。

【事務局】

HPになると市民以外にも不特定多数の人が回答する可能性があるのでは。

【会長】

橋本市に指定のモニター制度はあるのか。

【事務局】

ないと思います。

【会長】

上下水道で統合するのであれば上下水道モニターのような制度を作ることもできるのでは。そうすればアンケートの代わりにもなる。

【委員】

かつかつで行くよりは多少余裕をもった使用料単価を設定し、市民に理解をもらえるようにすればいい。

【委員】

上げるということは会計上ピンチなんだなと理解する。どうすれば改善できるのかを示していかなければならない。一度上げるとそれで改善されたと思われる。

【事務局】

改善しようとするに 280 円くらい必要になりますが、それをいきなり押し付けることはできない。まずは資本費の一部を回収することから始めて行く。あとは維持管理費をできるだけ抑えるということをしてしながら努力していく必要があります。5 年ではなく 7 年 8 年と改定を先送りできるような単価を設定することも一つの手法なのかなと思います。

【委員】

現行 150 円の単価が 300 円になった場合負担はどれくらい増えるのか計算しているのか。

【事務局】

一軒当たり 25 m³使用しているとして 7,000 円くらいになります。単純に倍になります。

【会長】

そこに水道料金もかかってきますよね。

【委員】

合併浄化槽やったら一回 2~3 万円いるのではないのか。

【事務局】

引抜きで一回 2~3 万円かかります。

【委員】

点検も必要。結局下水道と浄化槽では費用は変わらない。とんとんでいっていいのか、多少は快適な下水道にした方がいいのか。

【会長】

高野町は一般と事業で分けているがメーターを分けているのか。

【事務局】

聞き取りは行っていないのでわかりません。

【委員】

この辺の工場は、工業用水はなく井戸水を使っている。

【委員】

今上水の有収率はどれくらいなのか。

【事務局】

85%です。漏水調査も行っています。

【事務局】

（「基本水量、消費税対応の検討」説明）

【委員】

内税にすればどういう問題が生じるのか。

【事務局】

平成 33 年 3 月 31 日に内税に戻しなさいという趣旨です。条例改正によって外税表示のままにした場合実質使用料負担は 2 段階で上がることになる。しかし内税にして使用料を 10 月以降も据え置いた場合どのように対応したのかといった質問が出る可能性が高いです。

【委員】

どちらの方が事務はやりやすいですか。

【事務局】

条例改正手続きが一回で済むので外税の方がいい。問題は 2 段階で消費者負担額が上がってしまうということです。

【委員】

それは仕方ないのでは。橋本市が消費税を上げているわけではないし他もそうなのだから。

【事務局】

一つ問題があるとすればタイミングが悪いということです。本来なら消費税が上がる 10 月に改定すべきですが交付税の問題があるのでどうしても 4 月に上げなければならない。

【会長】

消費税で不透明なところは軽減税率の問題があります。

【委員】

飲食料品だけじゃないのか。

【会長】

それはそうだが下水道事業を行う上で、使用料を軽減税率の対象にしてほしいと一回は声をあげるべき。

【委員】

基本水量の話だが、橋本市は10 m³を基本としているが従量加算は1 m³ごととしている。これを5 m³ごととかの加算にしてはいけないのか。基本水量を5 m³にするなどすれば多少なりとも値上げの感覚は薄まるのでは。

【事務局】

前回も同じ話がありました。調べてみたところそういった使用料体系をとっているところは見つけられませんでした。

【委員】

世帯によって水量は変わるがお風呂を毎日溜めるのと2日に1回溜めるのとでは大きく異なる。お風呂を毎日溜めれば月20 m³くらいすぐ使用するので基本水量を20 m³に上げてしまうというのもいいのではないか。

【事務局】

周りの声は基本水量を下げなさいという意見があるので、逆行するのは中々難しいが、答申の中ではその内容も入れていきたいと思います。

【会長】

m³当たりで使用料を取っているが、1 m³以下の端数はどのように処理しているのか。

【事務局】

切り捨てて処理しています。

【委員】

基本水量を今10 m³としているが、この分は何か目的をもって使用しているのか。

【事務局】

本来は資本費回収に充てるべきですが、維持管理費で消えてしまうというのが現状です。

【委員】

一般会計の繰入れはもう限界が来ているのか。

【事務局】

現在で約 10 億円。そのうち半分が基準外です。

【委員】

以前ごみ処理の問題で、市民のごみの量を減らせば処理費も 1 割程度減少するといった話があったが、その減った分は何に使っているのかとかそういう話はしているのか。その分を下水道に回せないのか。

【事務局】

市自体が厳しいので、減ったからといって回すことは難しいです。

【委員】

合併特例債もほとんど残っていないと思います。

【委員】

これだけの問題があって 150 円を 165 円に上げたからといって問題解決できるのか。交付税の算定基準も下がっている。人口も増えない。

【会長】

公共料金については小さい話も必要だが、同時に大きい話もしなければならないということですよ。

【委員】

新しい企業誘致の場所は下水道整備率 100%でしょう。そこからはある程度収入を見込めるのでは。

【事務局】

ただ大量の水を使う企業が少ない。

【会長】

ぜひシャワー室を作ってもらって下さい。

【委員】

資料にあるおむつを流すというのはぜひやってほしい。

【事務局】

流量も増えるしごみ問題にも寄与できるのでいいことだと思います。

【委員】

使用料の話だが、150 円、165 円、175 円とした時に下水道の経営がどれだけよくなるのかという表がほしい。

【事務局】

第 20 回の資料に一般会計繰出し金の比較をした資料を掲載しています。資本費の充当率が 10%なら 165 円、20%なら 175 円となり、一般会計繰出し金も表のとおりになります。

【委員】

こういう資料をもっとわかりやすく市民に提示していかなければならない。

【委員】

消費税は国に吸い上げられるが、地方に返ってこないのか。

【事務局】

交付税として戻ってきます。

【委員】

地方分権と言っているのだから消費税も地方が扱えるようにすればいいのに。仕事は地方へ来ても金は付いてこない。経費ばかりがかさむだけだ。

5. 議事の結論

- ・ 中期的な見通しを立てた使用料の改定
- ・ 基本水量の底上げ
- ・ 消費者の声を聞いて事業者の現状を発信できる機会作り

6. 閉会 閉会時間 午後 3 時 3 0 分

会議録署名

議 長 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____